

## 令和五年厚生労働省令第三十七号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律  
法律施行規則

(令和四年法律第五十二号) 第九条第七項及び第  
十三条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱え  
る女性への支援に関する法律施行規則を次のよう  
に定める。

(法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律  
(令和四年法律第五十二号。以下「法」と  
いう) 第九条第七項の厚生労働省令で定め  
る場合は、次の各号のいずれかに該当する場合  
とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
等に関する法律(平成十三年法律第三十一  
号)次号において「配偶者暴力防止等法」と  
いう) 第一条第一項に規定する配偶者から  
の暴力から保護することが必要と認められ  
る場合

二 同居する者等であつて、配偶者暴力防止等  
法第一条第三項に規定する配偶者以外の者か  
らの暴力から保護することが必要と認められ  
る場合

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律  
(平成十二年法律第八十一号) 第二条第一項  
に規定するつきまとい等又は同条第三項に規  
定する位置情報無承諾取得等から保護するこ  
とが必要と認められる場合

四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年  
政令第三百十九号)第二条第七号に規定する  
人身取引等により他人の支配下に置かれてい  
た者として保護することが必要と認められる  
場合

五 住居がない又は何らかの理由で帰宅するこ  
とが心身に有害な影響を与えるおそれがある  
と認められる場合であつて、保護することが必  
要と認められる場合

六 心身の健康の確保及び関係機関による回復  
に向けた支援につなぐために保護することが  
必要と認められる場合

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行  
わなければその支援の対象となる者の生命又  
は心身の安全が確保されないおそれがあると  
認められる場合であつて、保護することが必  
要と認められる場合

(法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方  
法)

**第二条** 法第十三条第一項の厚生労働省令で定め  
る方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インタ  
ー

ーネットの活用、関係機関への同行及び相談窓  
口の設置その他法第二条に規定する困難な問題  
を抱える女性を支援する適切な方法とする。

この省令は、令和六年四月一日から施行す  
る。

## 附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行す  
る。